

日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第三章 税金闘争

第三節 闘争事例

第三節 闘争事例

○茨城県常東地区

日農統一派の強固な組織をもつ常東地区では、いわゆる部落防衛の総動員態勢をもって税金闘争を恒常的にたたかった(以下八月三十一日第二回農民運動懇話会における山口武秀氏の報告より農民運動資料第七号)。

鉾田町では税務署が農家に来ると五分間で六、七人の農民を集めるように訓練され、常東本部への連絡もすぐとれるようになっている。さらに、農民のほかに町の商人、業者の五五%を民商に組織し、農民組合と民商が共同して税闘争をやり、国税徴収法によって差押えを抑制することに成功した。また磯浜町では六月に業者六〇〇戸が民商をつくり、税務署の滞納整理とたたかった。「磯浜では滞納整理はひどく闘争は凄惨であった。民商をつくってから一カ月で検挙者が七、八名もでた。税務署の受付の戸をやぶったとか署長の頭をなぐったというのである。大体の組合員にとって税金の闘争が反帝闘争だとの意識が入っている。組合の会議では非常に高度な討論がたたかわされる。動員態勢もととのっている。…七月、水戸税務署が滞納整理のためトラック二台六〇人でおしかけてきた、これで六〇〇戸の整理をやるつもりであったようだ。民商に入っていないものは全部やられた。民商に入っている者では滞納者の一〇%程度がやられた。民商の責任者の家ではおかみさんがとび出して助けを求めて税務署をおい出した。…この闘いの後、民商と日農の諸君は、一週間位の間に事務所の建設をやったのけた。事務所には高いやぐらを立て、太鼓をすえつけた。税務署のシウゲキにそなえ大衆動員のそなえのためである。」(前掲資料一二一一三頁)

○福岡県

今年の福岡県農民の所得税滞納額は一町村に平均一五〇万—三〇〇万円、県全体で六億円といわれ、農民の税金への関心は当然に極めて高く、日農縣連は最大の闘争分野として現勢力の七〇%をこれに打ちこみ、また広く農復、労組等と共同戦線をはつて闘っている。日農の税闘争の基本方針は、具体的な資料の作成、国税庁との懇談会開催、その徴税方針への抗議、農復会議、生活擁護同盟、労組との協議会開催、未組織への働きかけ、税務署単位の対策委員会の設置、そして税金講習会による税法や闘争戦術の研究批判にあるという(日農書記局報告、「農民運動資料」第一三・一四号、五一・一・五。以下もこの資料による)。

本年三月中旬より各地で大会デモを行い、不法な徴税方針に抗議し、大川、大牟田、香椎、福岡、筑紫税務署では数回のデモで、「更正決定の不当は取消す」「差押えはできるだけしない」「更正決定の基礎資料は個人別に示す」等の確約をとることができた。以上の大会デモは税務署破壊五カ

所、負傷者数名、検束者二十数名、重労働懲役者四名、目下公判中の者五名のギセイ者を出した。

また書記局作成の税法抜粋、生産費調査等の文書を各支部に配布した。かくて新加入組合も増え、大工組合、和傘組合、家畜組合等が団体加入し、支部には自転車屋、商人等まで加入して共闘した。闘争の主体は署管内対策委員会であるが、部落中心に三人組の波状攻撃を加えた。これには農民一人一人が訓練され大きな成果をあげた。これらの攻撃で税務署は屈服し福岡市八幡町、桂川町、穂波町、直方町等の支部は平均八〇%の減額、免税者も多数出るという成果をあげた。

五月に入り税務署は日農対策部を設置し攻勢に出で、日農各支部を対立させ、また幹部だけ減税するとか、日農部落へ二、三十人で調査に来るとかの対策を実行し日農切崩しにかかった。日農はこれに対し、国税局と交渉して右の署の方針を追求し、脅威調査をしないこと等を確約させ、同時に現地の税務署と闘争する方針をとった。七月からの滞納整理には組織の弱い村では抵抗せぬ間に差し押さえられたが(日農は国税局等に抗議し、未解決者の税額を調査し、各支部毎に交渉し解決して行った。たとえば荒木支部では更正決定額の三分の一で全員解決した。このようにして所得税闘争を勢力的に闘った結果組合員も多少増加し七〇以上の新しい班ができた。

○静岡県菰山村

四九年度所得税の基準額が三島税務署より村長あて公文書で内示されたが、日農の指導で全戸九七一名は農業経済簿の記帳にもとずき税額一三二万円の自主申告をした。これに対し税務署と農組税務対策委員会と交渉したが、五〇年六月にいたってついに決裂し、ほとんど自主申告の全員に更正決定がなされ、本税一、七九九万円加算税追徴税総額四二二万円が通知された。農民側と税務署の意見の喰いちがいは、必要経費率、超過供出所得の算定、米および野菜実収査定等ほとんど全ての項目にわたったが、そのほかたとえば税務署は四月下旬資料調査、実態調査を直税課員二〇余名をもって突然実施し、その態度も当初は「全く公約を裏切り威嚇的であったため村内全般に異様に深刻な人心の不安動揺を惹起するに至った」(「農民運動資料」第九号一八頁。以下もこれによる)。

かくて五月末まで両者の接衝がつづけられたが、総所得額の決定について税務署は九、五六一万円を、農組側は三、四七三万円を主張して折合わず、後者はついに税務署に誠意なしとして交渉を打切るに至った。所得決定において、両者に大きな開きの生じた原因は種々あるが、農組側では実収高調査においても農調補助員による一筆毎の検見実収査定、農調委員による一〇%抽出検見実収査定、村農調委による二七筆の坪刈実収査定、実収査定委によるモミずり実況調査等五つの方法により決定し、これをもって農林省の公式実収より正確であると主張した。かくして税務署側の更正決定所得総額は、本村農業と農業所得の実情を無視し不正確な資料によっており、かつ農家の所得実況に対しきわめて不均等不公平であり、最後に三島税務所は農組を圧迫せんとする誤れる政治的意図をもって故意に税法と実状を無視して所得を高く決定している、との理由をもって、農組側は全面的に反対の意思を表示した。本村農組が税務署の不当な圧迫をうける理由は、農組が指導して全農家の記帳をやり青色申告を実施自主申告をなし、田方農協協力運動の中核体をなし、税務署と対等に公然と交渉したためであるといわれるが(前掲資料七〇頁)結局農組側は税務署の主張を反ばくして全員八七二戸の再審査請求をなすに至った。

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
